

議案第 173 号

渋川市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 11 月 28 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市税条例等の一部を改正する条例

(渋川市税条例の一部改正)

第 1 条 渋川市税条例(平成 18 年渋川市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 節 入湯税(第 141 条—第 151 条)」を

「第 1 節 入湯税(第 141 条—第 151 条)

第 2 節 都市計画税(第 152 条)

第 3 節 国民健康保険税(第 153 条) 」に改める。

第 3 条第 2 項中「入湯税とする」を「次に掲げるものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 入湯税

(2) 都市計画税

(3) 国民健康保険税

第 18 条中「第 2 条」を「第 2 条第 2 項」に改める。

第 18 条の 3 中「省令」を「施行規則」に改める。

第 19 条の見出し中「納付し又は」を「納付し、又は」に改める。

第 33 条第 4 項及び第 6 項、第 36 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項並びに第 36 条の 3 第 2 項及び第 3 項中「省令」を「施行規則」に改める。

第 43 条第 1 項中「この条」を「以下この条」に改める。

第 48 条第 1 項及び第 5 項並びに第 50 条第 1 項中「省令」を「施行規則」に改める。

第 51 条第 2 項中「前 7 日」を削る。

第 53 条の 9 第 1 項及び第 54 条第 7 項中「省令」を「施行規則」に改める。

第 57 条第 2 号中「若しくは」を「又は」に改める。

第 6 1 条第 1 項中「こと」を「ごと」に改める。

第 6 3 条の 2 の見出し及び同条第 1 項中「省令」を「施行規則」に改める。

第 7 1 条第 2 項中「前 7 日」を削る。

第 7 3 条中「土地分類図」を「土壌分類図」に改める。

第 8 1 条の 3、第 8 1 条の 6 及び第 8 7 条第 1 項から第 3 項までの規定中「省令」を「施行規則」に改める。

第 8 9 条第 2 項並びに第 9 0 条第 2 項及び第 3 項中「前 7 日」を削る。

第 9 1 条第 8 項中「き損」を「毀損」に改める。

第 9 3 条の 2 中「省令」を「施行規則」に改める。

第 9 4 条第 3 項第 2 号中「省令」を「施行規則」に改め、同条第 4 項中「第 3 項第 1 号」を「前項第 1 号」に改め、同条第 1 0 項中「省令」を「施行規則」に改める。

第 9 6 条第 2 項、第 9 8 条及び第 1 0 1 条第 1 項中「省令」を「施行規則」に改める。

第 1 3 6 条の見出し中「特別土地保有税」を「特別土地保有税」に改める。

第 1 3 9 条の 3 第 2 項中「前 7 日」を削る。

第 3 章に次の 2 節を加える。

#### 第 2 節 都市計画税

(都市計画税の課税客体等)

第 1 5 2 条 都市計画税の課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、渋川市都市計画税条例（平成 1 8 年渋川市条例第 5 7 号）の定めるところによる。

#### 第 3 節 国民健康保険税

(国民健康保険税の課税客体等)

第 1 5 3 条 国民健康保険税の課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、渋川市国民健康保険税条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 4 4 号）の定めるところによる。

附則第 1 0 条の 2 第 1 項中「3 分の 1」を「、3 分の 1」に改め、同条

第2項中「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第3項中「4分の3」を「、4分の3」に改め、同条第4項から第9項までの規定中「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第10項及び第11項中「4分の3」を「、4分の3」に改め、同条第12項から第14項までの規定中「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第15項中「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第16項中「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第17項中「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第18項中「0」を「、0」に改め、同条第19項中「3分の2」を「、3分の2」に改める。

附則第15条第3項中「修正取得価格」を「修正取得価額」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「省令」を「施行規則」に改める。

附則第18条第1項中「第34条の2の」を「第34条の2の規定の」に改める。

(渋川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 渋川市税条例の一部を改正する条例（平成18年渋川市条例第264号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第5項中「省令第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改める。

第3条 渋川市税条例の一部を改正する条例（平成22年渋川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第5項中「省令第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改める。

(渋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 渋川市税条例等の一部を改正する条例（平成30年渋川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち渋川市税条例第48条第1項を改め、同条に3項を加える改正規定中「及び省令」を「及び施行規則」に改める。

附則第5条第3項中「省令」を「施行規則」に改め、同条第4項の表第98条第4項の項中「省令第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第5項中「省令」を「施行規則」に改める。

附則第8条第3項中「省令」を「施行規則」に改め、同条第4項の表第98条第4項の項中「省令第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第5項中「省令」を「施行規則」に改める。

附則第10条第3項中「省令」を「施行規則」に改め、同条第4項の表第98条第4項の項中「省令第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第5項中「省令」を「施行規則」に改める。

第5条 渋川市税条例等の一部を改正する条例（平成31年渋川市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち渋川市税条例第48条第1項を改め、同条に5項を加える改正規定の第13項、第14項及び第15項中「省令」を「施行規則」に改める。

（渋川市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 渋川市税条例の一部を改正する条例（令和元年渋川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち渋川市税条例第36条の2第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定中「省令」を「施行規則」に改める。

第1条のうち渋川市税条例第36条の3の2第1項並びに第36条の3の3第1項、第2項及び第4項の改正規定中「、「施行規則」を「省令」に」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

澁川市税条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表  
 澁川市税条例（平成18年澁川市条例第56号）の一部改正  
 （第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則（第1条—第6条）</p> <p>第2節 賦課徴収（第7条—第22条）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税（第23条—第53条の12）</p> <p>第2節 固定資産税（第54条—第79条）</p> <p>第3節 軽自動車税（第80条—第91条の2）</p> <p>第4節 市たばこ税（第92条—第102条）</p> <p>第5節 釦産税（第103条—第130条）</p> <p>第6節 特別土地保有税（第131条—第140条の7）</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税（第141条—第151条）</p> <p><u>第2節 都市計画税（第152条）</u></p> <p><u>第3節 国民健康保険税（第153条）</u></p> <p>附則</p> <p>（税目）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 市税として課する目的税は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>（1） 入湯税</u></p> <p><u>（2） 都市計画税</u></p> <p><u>（3） 国民健康保険税</u></p> <p>（公示送達）</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、澁川市公告式条例（平成18年澁川市条例第3号）<u>第2条第2項</u>に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>（納税証明事項）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則（第1条—第6条）</p> <p>第2節 賦課徴収（第7条—第22条）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税（第23条—第53条の12）</p> <p>第2節 固定資産税（第54条—第79条）</p> <p>第3節 軽自動車税（第80条—第91条の2）</p> <p>第4節 市たばこ税（第92条—第102条）</p> <p>第5節 釦産税（第103条—第130条）</p> <p>第6節 特別土地保有税（第131条—第140条の7）</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税（第141条—第151条）</p> <p>附則</p> <p>（税目）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 市税として課する目的税は、<u>入湯税とする</u>。</p> <p>（公示送達）</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、澁川市公告式条例（平成18年澁川市条例第3号）<u>第2条</u>に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>（納税証明事項）</p>

第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）  
第19条（略）

（所得割の課税標準）

第33条（略）

2・3（略）

4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

（1）・（2）（略）

5（略）

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

（1）・（2）（略）

第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

（納期限後に納付し又は 納入する税金又は納入金に係る延滞金）  
第19条（略）

（所得割の課税標準）

第33条（略）

2・3（略）

4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他省令に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

（1）・（2）（略）

5（略）

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他省令に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

（1）・（2）（略）

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～8 （略）

(所得税に係る更正又は決定事項の申告義務)

第36条の3 （略）

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（省令第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（省令第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、省令第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～8 （略）

(所得税に係る更正又は決定事項の申告義務)

第36条の3 （略）

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（省令第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、省令第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴する。

2～4 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～4 (略)

5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6～9 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(この条において「不足税額」という。)を追徴する。

2～4 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を省令第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～4 (略)

5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して省令第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6～9 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～4 (略)

(市民税の減免)

第51条 (略)

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限\_\_\_\_まで次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(退職所得申告書)

第53条の9 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において市内に住所を有するものは、その支払を受ける時までに、施行規則第5号の9様式による申告書とその退職手当等の支払をする者を經由して、市長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

2 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 (略)

2～6 (略)

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、省令第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～4 (略)

(市民税の減免)

第51条 (略)

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(退職所得申告書)

第53条の9 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において市内に住所を有するものは、その支払を受ける時までに、省令第5号の9様式による申告書とその退職手当等の支払をする者を經由して、市長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

2 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 (略)

2～6 (略)

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他省令第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営業者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営業者者に無料で使用されていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 社会福祉事業等の開始又は 設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日
- (3)～(6) (略)

(固定資産税の課税標準)

第61条 基準年度（昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過することの年度をいう。以下同じ。）に係る賦課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格（以下「基準年度の価格」という。）で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳（以下「土地課税台帳等」という。）又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）に登録されたものとする。

2～10 (略)

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1)～(4) (略)

2 (略)

(固定資産税の減免)

第71条 (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営業者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営業者者に無料で使用されていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 社会福祉事業等の開始若しくは設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日
- (3)～(6) (略)

(固定資産税の課税標準)

第61条 基準年度（昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過することの年度をいう。以下同じ。）に係る賦課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格（以下「基準年度の価格」という。）で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳（以下「土地課税台帳等」という。）又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）に登録されたものとする。

2～10 (略)

(省令 第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 省令 第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1)～(4) (略)

2 (略)

(固定資産税の減免)

第71条 (略)

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限\_\_\_\_までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

3 (略)

(固定資産に関する地籍図等の様式等)

第73条 固定資産に関する地籍図、土地使用図、土壌分類図及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料の様式及びその記載事項については、規則で定める。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

3 (略)

(固定資産に関する地籍図等の様式等)

第73条 固定資産に関する地籍図、土地使用図、土地分類図及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料の様式及びその記載事項については、規則で定める。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として省令第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては省令第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては省令第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については

施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限\_\_\_\_まで、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限\_\_\_\_まで、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要

省令\_\_\_\_第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については省令\_\_\_\_第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については省令\_\_\_\_第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については省令\_\_\_\_第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要

とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限\_\_\_\_までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 (略)

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 (略)

2～7 (略)

8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を毀損し、若しくは亡失し、又は磨滅したときは、直ちに、その旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の毀損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として300円を納めなければならない。

9 (略)

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 (略)

とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 (略)

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 (略)

2～7 (略)

8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、又は磨滅したときは、直ちに、その旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として300円を納めなければならない。

9 (略)

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として省令第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 (略)

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) (略)

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～9 (略)

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 (略)

(たばこ税の申告納付の手續)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) (略)

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の省令第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～9 (略)

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、省令で定めるところによる。

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に省令第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 (略)

(たばこ税の申告納付の手續)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載

した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によって次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によって提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。

表 (略)

3 次条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した施行規則第34号の2の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

4 申告納税者が法第475条第2項の規定により提出する修正申告書は、施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式によらなければならない。

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過

した省令第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を省令第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した省令第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によって次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によって提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、省令第34号の2の2様式によらなければならない。

表 (略)

3 次条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した省令第34号の2の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した省令第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

4 申告納税者が法第475条第2項の規定により提出する修正申告書は、省令第34号の2様式又は第34号の2の2様式によらなければならない。

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、省令第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過

少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

(特別土地保有税の免税点)

第136条 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限      までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

第3章 目的税

第2節 都市計画税

(都市計画税の課税客体等)

第152条 都市計画税の課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、渋川市都市計画税条例(平成18年渋川市条例第57号)の定めるところによる。

第3節 国民健康保険税

(国民健康保険税の課税客体等)

第153条 国民健康保険税の課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、渋川市国民健康保険税条例(平成18年渋川市条例第144号)の定めるところによる。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、省令      第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

(特別土地保有税の免税点)

第136条 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

第3章 目的税

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

- 4 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 11 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 12 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 14 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 15 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 16 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。
- 19 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 (略)

2 (略)

3 当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年(当該土地の取得の日が

- 4 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 11 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 12 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 14 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 15 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 16 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 17 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。
- 19 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 (略)

2 (略)

3 当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年(当該土地の取得の日が

1月1日である場合にあつては、同日の属する年の翌年)の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第134条第1項の土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額とする。

4 前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第8条の5第1項に規定する額(当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあつては、当該各号に掲げる額)をいう。

(1)・(2) (略)

5 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の5.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2～5 (略)

1月1日である場合にあつては、同日の属する年の翌年)の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第134条第1項の土地の取得価額又は修正取得価格のいずれか低い金額とする。

4 前項の「修正取得価額」とは、省令附則第8条の5第1項に規定する額(当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあつては、当該各号に掲げる額)をいう。

(1)・(2) (略)

5 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の5.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2～5 (略)

渋川市税条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

渋川市税条例の一部を改正する条例（平成18年渋川市条例第264号）の一部改正

（第2条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条 （略） 2～4 （略）</p> <p>5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第94条第2項、第98条第4項及び第5項並びに第101条の規定を適用する。この場合において、新条例第19条中「第98条第1項若しくは第2項、」とあるのは「渋川市税条例の一部を改正する条例（平成18年渋川市条例第264号。以下この条及び第2章第4節において「平成18年改正条例」という。）附則第5条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第98条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第3項」と、新条例第94条第2項中「前項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第2項」と、新条例第98条第4項中「<u>施行規則第34号の2様式</u>又は第34号の2の2様式」とあるのは「<u>地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号）別記第2号様式</u>」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第4項」と、新条例第101条第2項中「第98条第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>6 （略）</p>	<p>附 則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条 （略） 2～4 （略）</p> <p>5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第94条第2項、第98条第4項及び第5項並びに第101条の規定を適用する。この場合において、新条例第19条中「第98条第1項若しくは第2項、」とあるのは「渋川市税条例の一部を改正する条例（平成18年渋川市条例第264号。以下この条及び第2章第4節において「平成18年改正条例」という。）附則第5条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第98条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第3項」と、新条例第94条第2項中「前項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第2項」と、新条例第98条第4項中「<u>省令第34号の2様式</u>」又は第34号の2の2様式」とあるのは「<u>地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号）別記第2号様式</u>」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第4項」と、新条例第101条第2項中「第98条第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>6 （略）</p>

渋川市税条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

渋川市税条例の一部を改正する条例（平成22年渋川市条例第16号）の一部改正

（第3条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第3条 （略） 2～4 （略）</p> <p>5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第94条第2項、第98条第4項及び第5項並びに第101条の規定を適用する。この場合において、新条例第19条中「第98条第1項若しくは第2項、」とあるのは「渋川市税条例の一部を改正する条例（平成22年渋川市条例第16号。以下この条及び第2章第4節において「平成22年改正条例」という。）附則第3条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第98条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第3項」と、新条例第94条第2項中「前項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第2項」と、新条例第98条第4項中「<u>施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式</u>」とあるのは「<u>地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）別記第2号様式</u>」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第4項」と、新条例第101条第2項中「第98条第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>6 （略）</p>	<p>附 則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第3条 （略） 2～4 （略）</p> <p>5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第94条第2項、第98条第4項及び第5項並びに第101条の規定を適用する。この場合において、新条例第19条中「第98条第1項若しくは第2項、」とあるのは「渋川市税条例の一部を改正する条例（平成22年渋川市条例第16号。以下この条及び第2章第4節において「平成22年改正条例」という。）附則第3条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第98条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第3項」と、新条例第94条第2項中「前項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第2項」と、新条例第98条第4項中「<u>省令第34号の2様式</u>又は第34号の2の2様式」とあるのは「<u>地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）別記第2号様式</u>」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第4項」と、新条例第101条第2項中「第98条第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>6 （略）</p>

## 渋川市税条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

渋川市税条例等の一部を改正する条例（平成30年渋川市条例第26号）の一部改正

（第4条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（渋川市税条例の一部改正）</p> <p>第1条 渋川市税条例（平成18年渋川市条例第56号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第48条第10項から第12項までを除く。）」を加える。</p> <p>第24条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。</p> <p>第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。</p> <p>第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に、「においては」を「には」に改める。</p> <p>第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加える。</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び<u>施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他省令で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11・12 （略）</p>	<p>（渋川市税条例の一部改正）</p> <p>第1条 渋川市税条例（平成18年渋川市条例第56号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第48条第10項から第12項までを除く。）」を加える。</p> <p>第24条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。</p> <p>第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。</p> <p>第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に、「においては」を「には」に改める。</p> <p>第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加える。</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び<u>省令</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他省令で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11・12 （略）</p>

附 則

(手持品課税に係る市たばこ税)

第5条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	渋川市税条例等の一部を改正する条例(平成30年渋川市条例第26号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第5条第3項
------	----------------	--

(略)

第98条第4項	<u>施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式
---------	---------------------------------	--

(略)

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証する

附 則

(手持品課税に係る市たばこ税)

第5条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	渋川市税条例等の一部を改正する条例(平成30年渋川市条例第26号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第5条第3項
------	----------------	--

(略)

第98条第4項	<u>省令第34号の2様式</u> 又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式
---------	--------------------------------	--

(略)

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、省令第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき省令第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証する

に足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	渋川市税条例等の一部を改正する条例（平成30年渋川市条例第26号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第8条第3項
------	----------------	--

(略)

第98条第4項	<u>施行規則</u> 第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
---------	----------------------------------	--

(略)

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項

に足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を省令第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	渋川市税条例等の一部を改正する条例（平成30年渋川市条例第26号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第8条第3項
------	----------------	--

(略)

第98条第4項	<u>省令</u> 第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
---------	--------------------------------	--

(略)

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、省令第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき省令第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項

」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	渋川市税条例等の一部を改正する条例(平成30年渋川市条例第26号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第10条第3項
(略)		
第98条第4項	<u>施行規則</u> 第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
(略)		

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の

」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を省令第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	渋川市税条例等の一部を改正する条例(平成30年渋川市条例第26号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第10条第3項
(略)		
第98条第4項	<u>省令</u> 第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
(略)		

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、省令第16条の2の5又は第16条の

4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき省令第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

## 渋川市税条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

### 渋川市税条例等の一部を改正する条例（平成31年渋川市条例第43号）の一部改正

（第5条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（渋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>第3条 渋川市税条例等の一部を改正する条例（平成30年渋川市条例第26号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条のうち、渋川市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他省令で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。</p> <p>13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した<u>施行規則</u>で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。</p> <p>14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他<u>施行規則</u>で定める事項を記載した申請書に<u>施行規則</u>で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他<u>施行規則</u>で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなけれ</p>	<p>（渋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>第3条 渋川市税条例等の一部を改正する条例（平成30年渋川市条例第26号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条のうち、渋川市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他省令で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。</p> <p>13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した<u>省令</u>で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。</p> <p>14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他<u>省令</u>で定める事項を記載した申請書に<u>省令</u>で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他<u>省令</u>で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなけれ</p>

ばならない。  
16・17 (略)

ばならない。  
16・17 (略)

澁川市税条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

澁川市税条例の一部を改正する条例（令和元年澁川市条例第3号）の一部改正

（第6条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第1条 澁川市税条例（平成18年澁川市条例第56号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。</p> <p>6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち<u>施行規則</u>で定めるものについては、<u>施行規則</u>で定める記載によることができる。</p> <p>第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に_____改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。</p> <p>（3） 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に_____改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。</p> <p>（3） 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に_____改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に_____改める。</p>	<p>第1条 澁川市税条例（平成18年澁川市条例第56号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。</p> <p>6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち<u>省令</u>で定めるものについては、<u>省令</u>で定める記載によることができる。</p> <p>第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に、「<u>施行規則</u>」を「<u>省令</u>」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。</p> <p>（3） 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に<u>「施行規則」</u>を「<u>省令</u>」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。</p> <p>（3） 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に、「<u>施行規則</u>」を「<u>省令</u>」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に、「<u>施行規則</u>」を「<u>省令</u>」に改める。</p>